

令和5年度 七ヶ浜町スポーツ協会定時総会

日時：令和5年4月25日(火)19時～
会場：七ヶ浜町中央公民館 大会議室

次 第

1. 開 会
2. 開会挨拶
3. 祝 辞
4. 来賓紹介
5. 議長選出
6. 議 事
7. そ の 他
8. 閉会挨拶
9. 閉 会

議案第1号	令和4年度事業報告について
議案第2号	令和4年度収支決算報告について 監査報告
議案第3号	令和5年度事業計画(案)について
議案第4号	令和5年度収支予算(案)について
議案第5号	役員改選(案)について

七ヶ浜町スポーツ協会

令和4年度 事業報告

No.	期 日	事 業 名	内 容	参加人数
1	4月28日(木)	定時総会(書面決議)	令和3年度事業報告・収支決算報告、令和4年度事業計画(案)・収支予算(案)	30名
2	5月19日(木)	第1回役員会	書面総会の結果報告、令和4年度の事業計画について	11名
3	7月3日(日)	第28回トライアスロン大会	ボランティア協力	36名
4	9月13日(火)	第2回役員会	スポーツフェスタ、スポーツセミナーについて	12名
5	10月9日(日)	第16回スポーツフェスタ	ボランティア協力	30名
6	1月8日(日)	第1回三役会議	スポーツセミナー、懇親会、役員改選について	4名
7	1月26日(木)	第3回役員会	スポーツセミナー、懇親会、役員改選について	9名
8	2月21日(火)	第1回会長及び副会長候補者選考委員会	令和5年度の会長及び副会長候補者の選考について	9名
9	2月	スポーツ協会懇親会	コロナウィルスの影響により中止	
10	2月	スポーツセミナー2023	中止	
11	1月～3月末	体育施設清掃活動	各スポーツ施設のゴミ拾い活動	

令和4年度収支決算

【収入】

(単位:円)

項目	予算額	決算額	比較	備考
町補助金	1,600,000	1,600,000	0	
分担金	65,000	65,000	0	単協5,000円×9協会 スポ少本部20,000円×1団体
諸収入	708	9	△ 699	貯金利息
繰越金	872,292	872,292	0	
合計	2,538,000	2,537,301	△ 699	

【支出】

(単位:円)

項目	予算額	決算額	比較	備考	
会議費	30,000	8,884	△ 21,116	暖房代、お茶代	
事業費	550,000	0	△ 550,000		
委託金	350,000	350,000	0	アクアゆめクラブへ事務委託	
事務費	70,000	38,354	△ 31,646	コピー用紙、切手、文房具、印刷代他	
負担金・補助金	708,000	628,000	△ 80,000		
内訳	団体助成金	685,000	610,000	△ 75,000	各協会、スポ少
	県体協負担金	18,000	18,000	0	宮城県スポーツ協会
	仙管体負担金	5,000	0	△ 5,000	仙台管内スポーツ協会
旅費	40,000	7,760	△ 32,240	会議参加費	
交際費	30,000	7,000	△ 23,000		
記念事業積立	50,000	100,000	50,000		
予備費	9,572	0	△ 9,572		
その他	700,428	700,428	0	七ヶ浜町へ返還	
合計	2,538,000	1,840,426	△ 697,574		

収入総額 2,537,301円 - 支出総額 1,840,426円 = 次年度へ繰越額 696,875円

繰越額 696,875円 - 事業費 550,000円 = 実質残金 146,875円 → 返還金 550,000円


記念事業基金会計計算書

前年度繰越金	本年度積立金	貯金利息	本年度取崩金	本年度末残金	備考
408,349	100,000	3	0	508,352	2025年 50周年

監 査 報 告

令和4年度七ヶ浜町スポーツ協会の収支決算について監査の結果、
証書及び諸帳簿ともに正確であることを認証する。

令和5年 4 月 13 日

監事 鈴木安彦 

監事 鈴木博 

令和5年度 事業計画(案)

No.	期 日	事 業 名	内 容
1	4月4日(火)	第1回役員会	定時総会について
2	4月25日(火)	定時総会	令和4年度事業報告・収支決算報告、 令和5年度事業計画(案)・収支予算 (案)・役員改選(案)
3	7月2日(日)	第29回トライアスロン七ヶ浜大会	ボランティア協力
4	7月	第2回役員会	スポーツフェスタについて
5	10月9日(月・祝)	第17回スポーツフェスタ	ボランティア協力
6	11月	第3回役員会	スポーツセミナー、懇親会、清掃活動に ついて
7	2月上旬	七ヶ浜町スポーツ協会懇親会	
8	2月中旬	スポーツセミナー2024	
9	3月	第4回役員会	定時総会について
10	12月～3月末	スポーツ施設清掃活動	各スポーツ施設のゴミ拾い活動

令和5年度収支予算(案)

【収入】

(単位:円)

項目	前年度予算額	本年度予算額	比較	備考
町補助金	1,600,000	1,600,000	0	七ヶ浜町
分担金	65,000	65,000	0	単協5,000円×9協会 スポ少本部20,000円×1団体
諸収入	708	125	△ 583	預金利息等
繰越金	872,292	696,875	△ 175,417	
合計	2,538,000	2,362,000	△ 176,000	

【支出】

(単位:円)

項目	前年度予算額	本年度予算額	比較	備考	
会議費	30,000	20,000	△ 10,000	年4回役員会開催予定	
事業費	550,000	500,000	△ 50,000	スポーツセミナー	
委託金	350,000	350,000	0	アクアゆめクラブへ事務局委託	
事務費	70,000	70,000	0	コピー用紙、インク、切手等	
負担金・補助金	708,000	708,000	0		
内訳	団体助成金	685,000	685,000	0	9協会・スポ少本部
	県スポ協負担金	18,000	18,000	0	宮城県スポーツ協会
	仙管スポ協負担金	5,000	5,000	0	仙台管内スポーツ協会
旅費	40,000	35,000	△ 5,000	会議・研修	
交際費	30,000	25,000	△ 5,000	慶弔等	
記念事業積立	50,000	100,000	50,000		
予備費	9,572	4,000	△ 5,572		
その他	700,428	550,000	△ 150,428	七ヶ浜町へ返還	
合計	2,538,000	2,362,000	△ 176,000		

七ヶ浜町スポーツ協会役員(案)

	役職名	令和 5 年・6 年度 氏 名	令和 4 年度 氏 名	所 属
1	会 長	阿部 真也 (野球協会)	佐藤 徳康 (剣道連盟)	
2	副会長	小野目 清 (スポ少年団指導者協議会)	阿部 真也 (野球協会)	
3	副会長	鈴木 博 (サッカー協会)	小野目 清 (スポ少年団指導者協議会)	
4	理 事	菊田 康行	菊田 康行	野球協会
5	〃	岡崎 恵太	岡崎 恵太	卓球協会
6	〃	阿部 豊則	阿部 豊則	サッカー協会
7	〃	齋藤 敏昭	齋藤 敏昭	柔道連盟
8	〃	庄司 哲	庄司 哲	剣道連盟
9	〃	伊丹 和枝	伊丹 和枝	バレーボール協会
10	〃	針生 真哉	針生 真哉	庭球協会
11	〃	瀬戸 源市	瀬戸 源市	スポーツ少年団本部
12	〃	伊藤 次男	小野目 清	スポーツ少年団指導者協議会
13	〃	岩本 松治	岩本 松治	グラウンドゴルフ協会
14	〃	菊地 栄一	菊地 栄一	七ヶ浜パークゴルフクラブ協会
15	監 事	佐藤 篤史 (柔道連盟)	鈴木 安彦 (卓球協会)	
16	〃	岩本 博 (剣道連盟)	鈴木 博 (サッカー協会)	
17	顧 問	佐藤 徳康	—	前会長
18	参 与	高橋 義宏	伊藤 喜憲	スポーツ推進委員長
19	事務局長	本田 智子	本田 智子	NPO 法人アクアゆめクラブ
20	書 記	阿部 寿江	阿部 寿江	
21	〃	安田 未来	安田 未来	

七ヶ浜町スポーツ協会会則

第一章 名 称

第一条 本会は、七ヶ浜町スポーツ協会と称する。

第二章 事 務 所

第二条 本会は、事務所を特定非営利活動法人アクアゆめクラブに置く。

第三章 目 的

第三条 本会は、七ヶ浜町におけるスポーツを振興し町民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うとともにスポーツ関係諸団体相互の融和を図ることを目的とする。

第四章 事 業

第四条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること。
- (2) スポーツに関する各種事業への協力支援又は後援すること。
- (3) スポーツに関する調査研究及び研修会等を開催すること。
- (4) 公益財団法人宮城県スポーツ協会との連絡協調を図ること。
- (5) スポーツに功労・勲功のあった個人、団体を表彰又は他に推薦すること。
- (6) 加盟団体への補助金交付に関すること。
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第五章 組 織

第五条 本会は、町内のスポーツ団体、並びに前記団体以外の町民、町内各種機関団体で本会の趣旨に賛同するものを以って組織し、宮城県スポーツ協会に加盟する。

第六章 役 員

第六条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 書記 若干名

第七章 役員を選任及び任期

第七条 本会の役員を選任は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長は選考委員会において候補者を選考し、総会において承認する。
- (2) 理事は加盟スポーツ団体毎に選出する。
- (3) 監事は各加盟スポーツ団体の持ち回りとする。
- (4) 事務局長及び書記は会長が委嘱する。

第八条 本会の役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても、後任者の就任するまでその職務を行う。

第八章 役員 の 任 務

第九条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- (3) 理事は会務を審議し、会長の命を受けて会務を行う。
- (4) 事務局長は会長の指示を受けて会務を司る。
- (5) 書記は会長の命を受けて庶務会計事務にあたる。
- (6) 監事は会計を監査し、総会に報告する。

第九章 会 議・議 決

第十条 本会の会議は総会、理事会及び選考委員会とする。

2 総会は定時総会及び臨時総会とし、本会加盟スポーツ団体、町内各種機関団体より推薦された各3名（理事を含む）の代議員をもって構成する。定時総会は毎年1回会長が招集し、次の事項を議決する。臨時総会は必要に応じて会長が招集する。

- (1) 予算・決算並びに事業計画
- (2) 会則の改正
- (3) 役員を選出
- (4) その他必要事項の審議

3 理事会は随時開催し、総会議決事項の企画立案実施、その他必要事項を審議する。

4 選考委員会は改選期毎に開催し、本会の会長及び副会長を選考する。

第十一条 会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決める。

第十章 経費・会計年度

第十二条 本会の経費は次の通りとする。

- (1) 加盟スポーツ団体・町内各種機関団体よりの分担金
- (2) 会費（ただし個人加入者のみ）
- (3) 補助金
- (4) 寄付金及びその他の収入

第十三条 分担金及び会費の年額は総会で決定する。

第十四条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第十一章 補 足

第十五条 この会則に定めるものの他、本会運営に必要な事項は理事会に諮り、会長がこれを定める。

第十六条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱し、参与はスポーツ推進委員長を以ってあてる。

第十七条 本会に入会若しくは脱退する者は、会長に申し込むものとする。

附 則

(施行期日等)

この会則は昭和50年5月20日より施行する。

この会則は平成10年5月14日より施行する。

この会則は平成17年5月26日より施行する。

この会則は平成18年5月11日より施行する。

この会則は平成19年5月16日より施行する。

この会則は平成22年4月22日より施行する。

この会則は令和 2年6月 4日より施行する。

七ヶ浜町スポーツ協会表彰規定

第一条 七ヶ浜町スポーツ協会（以下「協会」という）は協会の事業発展のため功績のあった個人及び本町スポーツ（体育）の向上に功績のあった個人ならびに団体を表彰する。

第二条 前条による個人及び団体で次の各号の1に該当するときは、これを表彰することができる。

（個人）

1. 永年にわたり協会の役員として体育の振興に努め、その功績がきわめて顕著であるもの。
2. 加盟団体の役員及び会員として永年にわたりスポーツの振興に努めて、その功績が顕著であるもの。
3. スポーツの向上と本町体育の振興に努め、その実績多大であるもの。
4. 上記の他、特に功績のあったもの。

（団体）

1. 協会の加盟団体ならびにスポーツ、体育をしている団体で本町体育の振興に努め、その実績がきわめて顕著であるもの。

第三条 前条に該当する候補者がいるときは、加盟団体又は推薦者は、別表の様式により毎年3月31日までに会長に推薦する。

第四条 表彰は、毎年協会の総会の日及び記念式典にこれを行う。ただし臨時に行うことができる。

第五条 表彰は感謝状、表彰状の2種とする。

第六条 表彰は重賞を妨げない。

第七条 表彰候補者を推薦されたとき、協会長は、選考委員会に諮り選考し、これを決定する。

- 2 選考委員は若干名とし、その都度協会長が委嘱する。

第八条 この規定に定めるもののほか必要な事項については、理事会に諮って協会長が定める。

附 則 この規定は昭和51年5月25日より施行する。
この規定は令和2年6月4日より施行する。

七ヶ浜町スポーツ協会加盟及び補助金交付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、七ヶ浜町スポーツ協会（以下「協会」という）に加盟できる団体、個人に関すること及び協会加盟団体補助金の算定の基礎に関することを定めるものとする。

(加盟要件)

第2条 協会に加盟する団体、個人は次の各号に該当しなければならない。

- 1) 加盟登録する競技において、チームとして大会にエントリーできる人数を満たしていること。ただし、個人競技についてはこの限りではない。
- 2) 日本スポーツ協会に加盟している競技であること。また当協会で承認したものとす
- る。
- 3) 1チームによる単位団体であっても、大会にエントリーが可能であれば加盟を認める。

(補助金交付要件)

第3条 協会に加盟する団体に対する補助金は、次の各号に該当する場合に交付する。

- 1) 競技の単位団体が組織されている場合
- 2) 七ヶ浜町民が半数以上チームに所属している場合
- 3) 各単協は毎年度ごとに以下の資料を作成し、事務局へ提出する。
 - ①総会資料
 - ②団員名簿（代表者名、団体の所在、団員の地区名までの記載があるもの）
 - ③各単協の会則

(補助金交付額)

第4条 協会に加盟する団体に対する補助金額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1) 各単協補助金（一律） | 20,000円 |
| 2) 各単協加盟団体補助金（1団体につき） | 3,000円 |

※但し、交付要件を満たしている団体に限る。

(補助金の停止)

第5条 協会を休会の場合は、補助金の交付は行わない。また、退会の場合も同様とする。

2. 交付申請において、虚偽があるときは、交付後に判明した場合は返還しなければならず、交付前に判明した場合は交付を行わない。また、判明時より補助金の交付は一切行わない。

(他への委任)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮りこれを定める。

附則 この規程は、平成20年4月1日から適用する。

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

この規程は、令和2年6月4日から適用する。

七ヶ浜町スポーツ協会会長及び副会長候補者選考要綱

(目的)

第1条 この要綱は、七ヶ浜町スポーツ協会会則第7条の規定により、総会において、会長及び副会長を選任するために、その候補者を選考する手続きを定めるものとする。

(候補者の推薦)

第2条 理事会は必要に応じ会長及び副会長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、この選考委員会において各加盟スポーツ団体の推薦者の中から会長及び副会長候補者を選考し、これを理事会に推薦するものとする。

(選考委員会)

第3条 選考委員会は、各加盟スポーツ団体代表者をもって構成する。

- 2 選考委員は、会長が委任する。
- 3 選考委員の中から互選により、選考委員長を選出する。
- 4 選考委員長は委員会を運営し、委員会を代表する。
- 5 選考委員の任期は会則第8条を準用する。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか選考にあたっての必要な事項は、委員会において定めるものとする。

附 則 この要綱は、令和2年6月4日から施行する。
この要綱は、令和3年4月15日から施行する。